

参考資料

道府県税の税率一覧

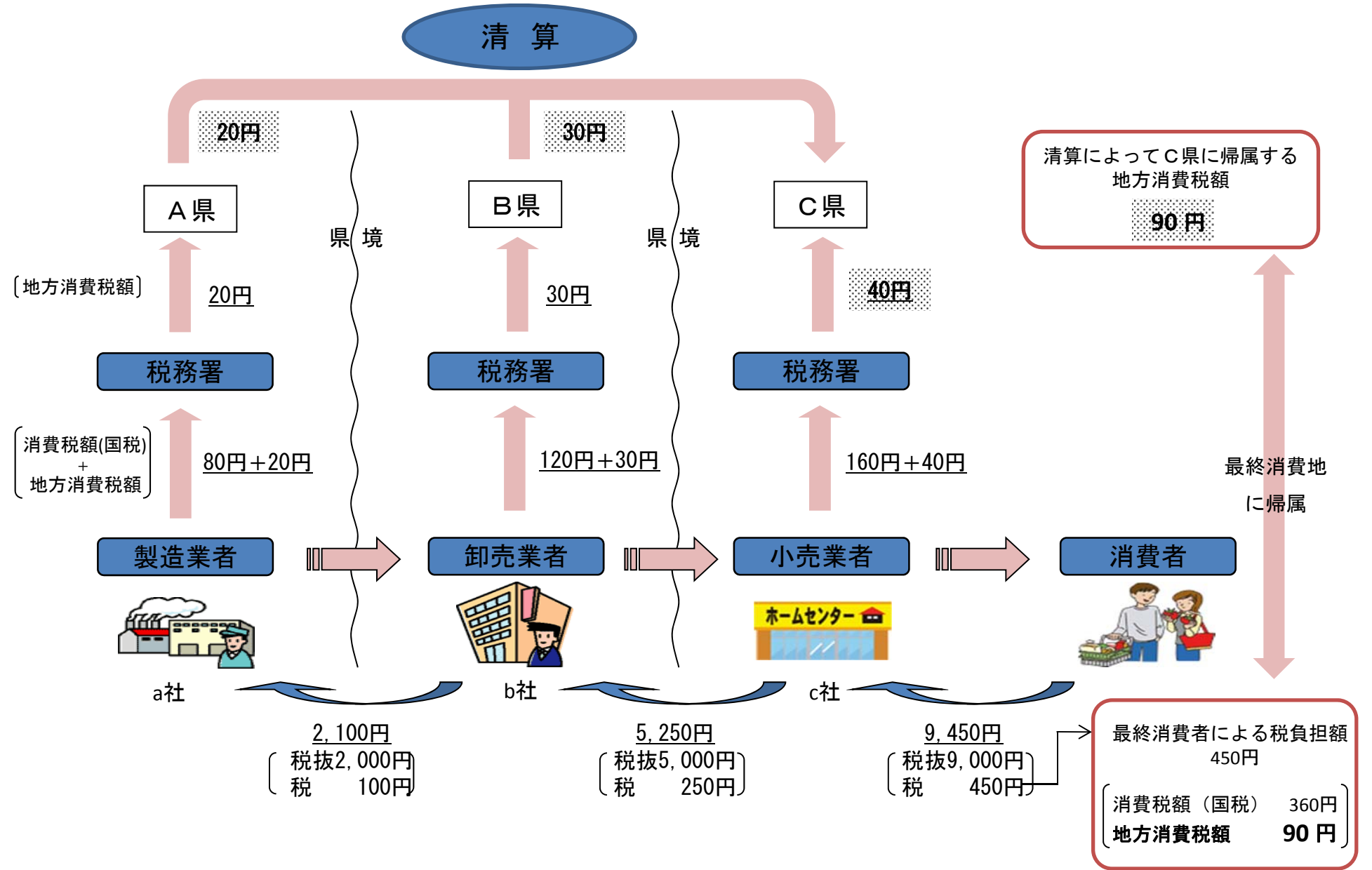
税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要	税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要
道府県民税 個人	所得割 (分離課税が適用される所得にかかる特例あり)	無	平成9年度までは届出制	地方消費税	一定税率(25%)	—	平成9年度までは届出制
	均等割	無		譲渡	一定税率(25%)	—	
	配当割	—		貨物割	一定税率(25%)	—	
	株式等譲渡所得割	—		不動産取得税	標準税率(本則4%) (住宅及び土地は平成18年4月1日から平成27年3月31日まで3%)	無	
法人	法人税割	有:創設時(昭和29年度)より (昭和56年度より)6%	道府県たばこ税	一定税率(1,000本につき1,504円)	—	有:昭和52年度創設 (平成元年度より)1,200円 当初、標準税率の1.5倍	
	均等割	無	ゴルフ場利用税	標準税率(1人1日につき800円)	—		
利子割	一定税率(5%)	—	自動車取得税	一定税率 (自家用自動車 5%) (当分の間の措置。本則3%) (営業用自動車及び軽自動車 3%)	—	平成21年度までは暫定税率	
事業税	標準税率(3%~5%)	有:昭和50年度創設 (当初より1.1倍)	昭和49年度までは届出制	軽油引取税	一定税率 (1klにつき32,100円 (当分の間の措置。本則15,000円))	—	平成21年度までは暫定税率
法人	標準税率 外形標準課税対象法人(注) (資本金1億円超の普通法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 3.8%~7.2% ※(1.5%~2.9%) [148%] 所得課税法人 (資本金1億円以下の普通法人、 公益法人等及び特別法人等) 所得割 5%~9.6% ※(2.7%~5.3%) [81%] 収入金額課税法人 収入割 1.3% ※(0.7%) [81%] ※平成20年10月1日以後開始事業年 度から()内の標準税率及び地方 法人特別税の税率として[]内の 税率が適用(暫定措置)	有:昭和50年度創設 (平成16年度より) 1.2倍 当初、標準税率 の1.1倍	昭和49年度までは届出制	自動車税	標準税率(定額課税)	有:昭和51年度創設 (平成18年度より) 1.5倍 当初、標準税率 の1.2倍	平成9年度までは届出制
				鉱区税	一定税率	—	平成9年度までは届出制
				道府県固定資産税	標準税率(1.4%)	無	
				狩猟税	一定税率 (5,500円、8,200円、11,000円、 16,500円)	—	
				水利地益税	任意税率	無	

(注) 事業税(法人)の外形標準課税は、平成16年4月1日以後開始事業年度から適用。

市町村税の税率一覧

税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要	税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要	
市町村民税 個人	所得割 標準税率(6%) (分離課税が適用される所得に係る特例あり)	無	平成10年度改正において、個人の市町村民税における制限税率が廃止された。	事業所税	一定税率 (資産割 600円/m ² 従業者割 0.25%)	—		
	均等割 標準税率(3,000円) (ただし、平成26年度から平成35年度まで3,500円)	無		都市計画税	制限税率(0.3%)	有:創設時より (当初、0.2%)	昭和53年度より0.3%	
	法人	法人税割 標準税率(12.3%)		有:創設時より (昭和56年度より) 14.7%	水利地益税	任意税率	無	
		均等割 標準税率(5万円~300万円)		有:創設時より (昭和59年度より) 1.2倍	共同施設税	任意税率	無	
固定資産税	標準税率(1.4%)	無	宅地開発税	任意税率	無			
軽自動車税	標準税率(定額課税)	有:昭和51年度創設 平成18年度より 1.5倍、 当初、標準税率 の1.2倍						
市町村たばこ税	一定税率(1,000本につき 4,618円)	—						
鉱産税	標準税率(1%) (200万円/月以下の場合0.7%)	有:創設時より (1.2%) (200万円/月以下 の場合 0.9%)						
特別土地保有税	一定税率 (土地の所有 1.4%) (土地の取得 3%)	—	平成15年度以降は新たな課税を停止。					
入湯税	標準 1人1日150円	無						

消費税の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算の意義



個人の道府県民税に係る超過課税の実施状況及び検討状況

(平成23年4月1日現在の悉皆調査をベースに、その後の検討状況について報道等により把握したものを平成23年4月1日現在でとりまとめたもの)

均等割

税率 都道府県	1,300 円	1,400 円	1,500 円	1,700 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	導入 年度	備考
北海道									
青森県									
岩手県						○		18	
宮城県							○	23	
秋田県					○			20	
山形県						○		19	
福島県						○		18	
茨城県						○		20	
栃木県				○				20	
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県	○							19	
新潟県									
富山県			○					19	
石川県			○					19	
福井県									
山梨県									平成24年度から年額1,500円
長野県			○					20	
岐阜県									平成24年度から年額2,000円
静岡県		○						18	
愛知県			○					21	
三重県									

税率 都道府県	1,300 円	1,400 円	1,500 円	1,700 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	導入 年度	備考
滋賀県					○			18	
京都府									
大阪府									
兵庫県					○			18	
奈良県			○					18	
和歌山県			○					19	
鳥取県			○					17	19年度課税までは年額1,300円
島根県			○					17	
岡山県			○					16	
広島県			○					19	
山口県			○					17	
徳島県									
香川県									
愛媛県				○				17	21年度課税までは年額1,500円
高知県			○					15	
福岡県			○					20	
佐賀県			○					20	
長崎県			○					19	
熊本県			○					17	
大分県			○					18	
宮崎県			○					18	
鹿児島県			○					17	
沖縄県									

団体数計	1	1	19	2	3	4	1	実施団体数	31
------	---	---	----	---	---	---	---	-------	----

(参考) 個人の道府県民税均等割の標準税率は、年額1,000円。

※ 超過課税を実施中又は条例制定済のすべての団体における実施理由は、「森林環境保全」や「水源環境の保全・再生」となっている。

所得割

実施中 1団体 ・税率 4.025% 神奈川県 (19年度)

(参考) 個人の道府県民税所得割の標準税率は、一律4%。

法人住民税の超過課税の実施状況

(1) 超過課税の実施団体数等（平成23年4月1日現在）

① 法人税割

区分	都道府県	市区町村			
		指定市	その他の市町村	計	
実施団体	団体数	46	18	987	1,005
	団体名	東京都及び大阪府 【税率：6.0】 東京都、大阪府及び静岡県を除く44道府県 【税率：5.8】	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、特別区	(人口50万以上の市) 宇都宮市、川口市、船橋市、八王子市、東大阪市、姫路市、松山市、熊本市、鹿児島市	
未実施団体	団体数	1	2	718	720
	団体名	静岡県	静岡市、浜松市	(人口50万以上の市) なし	
計		47	20	1,705	1,725

② 均等割

区分	都道府県	市区町村			
		指定市	その他の市町村	計	
実施団体	団体数	31	3	399	402
	団体名	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	横浜市、北九州市、福岡市 (3～9号法人のみ)	(人口50万以上の市) 宇都宮市、姫路市、松山市、熊本市	
未実施団体	団体数	16	17	1,306	1,323
	団体名	上記以外の16都道府県	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、特別区	(人口50万以上の市) 川口市、船橋市、八王子市、東大阪市、鹿児島市	
計		47	20	1,705	1,725

(注) 東京都特別区は1団体として計上している。

法人住民税の超過課税の実施状況

(2) 超過課税団体数の推移

区 分		年 度																		
		45	50	55	60	2	7	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
住 民 税	均 等 割	道府県	—	—	—	—	—	—	1	1	2	3	9	17	23	29	30	30	31	
		市町村	907	845	748	615	612	590	575	573	574	574	557	478	408	404	408	411	404	402
	法 人 税 割	道府県	—	20	44	46	45	45	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
		市町村	1480	1191	1428	1483	1472	1450	1430	1430	1428	1426	1404	1189	1020	1018	1021	1024	1003	1004

- (注) 1. 東京都特別区を除いた数である。
 2. 「市町村税の税率等の調」及び「道府県民税及び法人事業税の税率の調」による。

(3) 超過課税収入額の状況（平成22年度）

合 計		310,374 百万円	
内	道府県 民税	均等割	8,985 百万円
		法人税割	82,400 百万円
		計	91,385 百万円
訳	市町村 民税	均等割	15,314 百万円
		法人税割	203,675 百万円
		計	218,989 百万円

- (注) 「道府県税徴収実績調」及び「市町村税徴収実績調」による。

法人事業税の超過課税の実施状況

(1) 超過課税の実施団体数等（平成23年4月1日現在）

① 実施団体数 … 8都府県（宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）

② 税率の設定

資本割及び付加価値割 … 愛知県：標準税率の1.03倍、他都府県：標準税率の1.05倍

所得割及び収入割 … 愛知県：標準税率の約1.05～1.07倍、他都府県：標準税率の約1.09～1.12倍

(2) 超過課税団体数の推移

年 度	～S48	49	50	55	H19～
団 体 数	—	1	2	7	8

(3) 超過課税収入額の状況（平成22年度）

9 7 7 億円

(4) 超過課税の実施状況

団 体 名 (平成22年度 超過課税分)	超 過 課 税 の 内 容	不 均 一 課 税 の 内 容	使 途	適 用 (超過税率の開始)
宮 城 県 26億円	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 0.48%→0.504% 資本割 0.2% →0.21% 所得割 2.9% →3.26%	資本金1億円以下の法人で年所得4,000万円以下(収入金額課税事業については収入金額年3億2,000万円以下)のものについては標準税率による。	産業振興施策、宮城県沖地震の被害最小限化施策の展開のための財源に充てる。	平成20年3月1日から平成25年2月28日までの間に終了する事業年度に適用 (平成20年3月1日)
	[所得課税法人] 所得割 5.3% →5.78%			
	[収入金額課税法人] 収入割 0.7% →0.765%			

法人事業税の超過課税の実施状況

団体名 (平成22年度 超過課税分)	超過課税の内容	不均一課税の内容	使 途	適 用 (超過税率の開始)
東京都 490億円	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 0.48%→0.504% 資本割 0.2% →0.21% 所得割 2.9% →3.26%	資本金1億円以下の法人で年所得2,500万円以下(収入金額課税事業については収入金額年2億円以下)のものについては標準税率による。	一般財源に充てる。	平成16年4月1日以後に開始する事業年度から当分の間適用 (平成16年4月1日)
	[所得課税法人] 所得割 5.3% →5.78%			昭和49年4月1日以後に開始する事業年度から当分の間適用 (昭和49年4月1日)
	[収入金額課税法人] 収入割 0.7% →0.765%			
神奈川県 103億円	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 0.48%→0.504% 資本割 0.2% →0.21% 所得割 2.9% →3.248%	資本金2億円以下の法人で年所得1億5,000万円以下のものについては標準税率による。	地震防災対策の強化及び地域経済の活性化に要する財源に充てる。	平成16年4月1日から平成22年10月31日までの間に終了する事業年度に適用 (平成16年4月1日)
	[所得課税法人] 所得割 5.3% →5.777%	資本金2億円以下の法人で年所得1億5,000万円以下(収入金額課税事業については収入金額年12億円以下)のものについては標準税率による。		昭和53年2月1日から平成22年10月31日までの間に終了する事業年度に適用 (昭和53年2月1日)
	[収入金額課税法人] 収入割 0.7% →0.763%			

法人事業税の超過課税の実施状況

団体名 (平成22年度 超過課税分)	超過課税の内容	不均一課税の内容	使 途	適 用 (超過税率の開始)
静 岡 県	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 0.48%→0.504% 資本割 0.2% →0.21% 所得割 2.9% →3.26%	資本金1億円以下の法人で年所得3,000万円以下(収入金額課税事業については収入金額年2億4,000万円以下)のものについては標準税率による。	産業競争力の強化、都市的機能の充実、高規格幹線道路網の整備のための財源に充てる。	平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了する事業年度に適用 (平成16年4月1日)
	[所得課税法人] 所得割 5.3% →5.78%			昭和54年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了する事業年度に適用 (昭和54年4月1日)
	[収入金額課税法人] 収入割 0.7% →0.765%			昭和54年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了する事業年度に適用 (昭和54年4月1日)
愛 知 県	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 0.48%→0.4944% 資本割 0.2% →0.206% 所得割 2.9% →3.116%	資本金1億円以下の法人で年所得5,000万円以下(収入金額課税事業については収入金額年4億円以下)のものについては標準税率による。	防災事業の促進のための財源に充てる。	平成16年4月1日から平成25年1月31日までの間に終了する事業年度に適用 (平成16年4月1日)
	[所得課税法人] 所得割 5.3% →5.588%			昭和52年2月1日から平成25年1月31日までの間に終了する事業年度に適用 (昭和52年2月1日)
	[収入金額課税法人] 収入割 0.7% →0.739%			昭和52年2月1日から平成25年1月31日までの間に終了する事業年度に適用 (昭和52年2月1日)

法人事業税の超過課税の実施状況

団体名 (平成22年度 超過課税分)	超過課税の内容	不均一課税の内容	使 途	適 用 (超過税率の開始)
京 都 府	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 0.48%→0.504% 資本割 0.2% →0.21% 所得割 2.9% →3.26%	資本金3億円以下の法人で、 所得4,000万円以下、付加価値額1億4,000万円以下、又は資本金等の金額1億6,000万円以下の場合には、その割の税率は標準税率による。	産業の振興と社会基盤の整備のための財源に充てる。	平成16年4月1日から平成22年12月31日までの間に終了する事業年度に適用 (平成16年4月1日)
	[所得課税法人] 所得割 5.3% →5.78%	資本金3億円以下の法人で年所得4,000万円以下(収入金額課税事業については収入金額年3億2,000万円以下)のもの及び中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人については標準税率による。		昭和56年1月1日から平成22年12月31日までの間に終了する事業年度に適用 (昭和56年1月1日)
32億円	[収入金額課税法人] 収入割 0.7% →0.765%			
大 阪 府	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 0.48%→0.504% 資本割 0.2% →0.21% 所得割 2.9% →3.26%		大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要(防災対策の充実や道路網の整備などの都市基盤整備の充実)に対処するための財源に充てる。	平成16年4月1日から平成23年10月31日までの間に終了する事業年度に適用 (平成16年4月1日)
	[所得課税法人] 所得割 5.3% →5.78%	資本金1億円以下の法人で年所得5,000万円以下(収入金額課税事業については収入金額年4億円以下)のものについては標準税率による。		昭和50年11月15日から平成23年10月31日までに終了する事業年度に適用 (昭和50年11月15日)
140億円	[収入金額課税法人] 収入割 0.7% →0.765%			

法人事業税の超過課税の実施状況

団体名 (平成22年度 超過課税分)	超過課税の内容	不均一課税の内容	使 途	適 用 (超過税率の開始)												
兵 庫 県 60億円	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 0.48%→0.504% 資本割 0.2% →0.21% 所得割 2.9% →3.26%		産業・雇用 構造の高度 化を目指す 事業の推進 のための財 源に充て る。	平成16年4月1日から 平成23年3月11日まで の間に終了する事業年 度に適用 (平成16年4月1日)												
	[所得課税法人] 所得割 5.3% →5.78%	資本金1億円以下の法人で年 所得5,000万円以下(入金 額課税事業については入金 額年4億円以下)のものにつ いては標準税率による。		昭和51年3月12日から 平成23年3月11日まで の間に終了する事業年 度に適用 (昭和51年3月12日)												
	[収入金額課税法人] 収入割 0.7% →0.765%															
計 977億円	<p>(注) 1. 地方法人特別税適用後の法人事業税の税率を記載している。 2. 軽減税率については記載を省略している。 3. 「不均一課税の内容」欄のうち、「資本金」とは資本金の額又は出資金の額をいう。 4. 外形標準課税対象法人に対する超過課税については、宮城県を除き、外形標準課税導入時 から適用されている(宮城県は超過課税導入時から適用)。</p> <p>(参考) 法人の事業税の超過課税による超過課税額100億円当たりの地方交付税等の減収額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(ア) 地方交付税</td> <td style="width: 30%;">30億円×34.0% =</td> <td style="width: 30%;">10億円 (法人税: 100億円×30%=30億円)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 法人税割</td> <td>30億円×17.3% =</td> <td>6億円</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 法人事業税</td> <td>100億円×9.6% =</td> <td>9.6億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">25.6億円</td> </tr> </table>				(ア) 地方交付税	30億円×34.0% =	10億円 (法人税: 100億円×30%=30億円)	(イ) 法人税割	30億円×17.3% =	6億円	(ウ) 法人事業税	100億円×9.6% =	9.6億円	計		25.6億円
(ア) 地方交付税	30億円×34.0% =	10億円 (法人税: 100億円×30%=30億円)														
(イ) 法人税割	30億円×17.3% =	6億円														
(ウ) 法人事業税	100億円×9.6% =	9.6億円														
計		25.6億円														

固定資産税の税率採用状況

(平成23年4月1日現在)

(1) 税率採用状況

	平成23年度		平成22年度	
課税団体数	1,725		1,728	
標準税率(1.4%)採用団体	1,565	90.7%	1,566	90.6%
超過税率採用団体	160	9.3%	162	9.4%

なお、標準税率を下回って課税している団体はない。

また、超過税率採用団体の税率区分ごとの採用状況は、次のとおりである。

税率	1.4%超 1.5%未満	1.5%以上 1.6%未満	1.6%以上 1.7%未満	1.7%以上
平成23年度	10団体	81団体	52団体	17団体
平成22年度	10団体	81団体	53団体	18団体

(2) 最高税率課税団体 北海道三笠市 税率 1.75%

(3) 税率改正団体数 5団体 (平成22年度: 4団体)
 ・引き上げ 1団体 (平成22年度: なし)
 ・引き下げ 4団体 (平成22年度: 4団体)

(参考)

・合併による減 3団体 (平成22年度: 50団体)

(4) 人口段階別税率採用状況

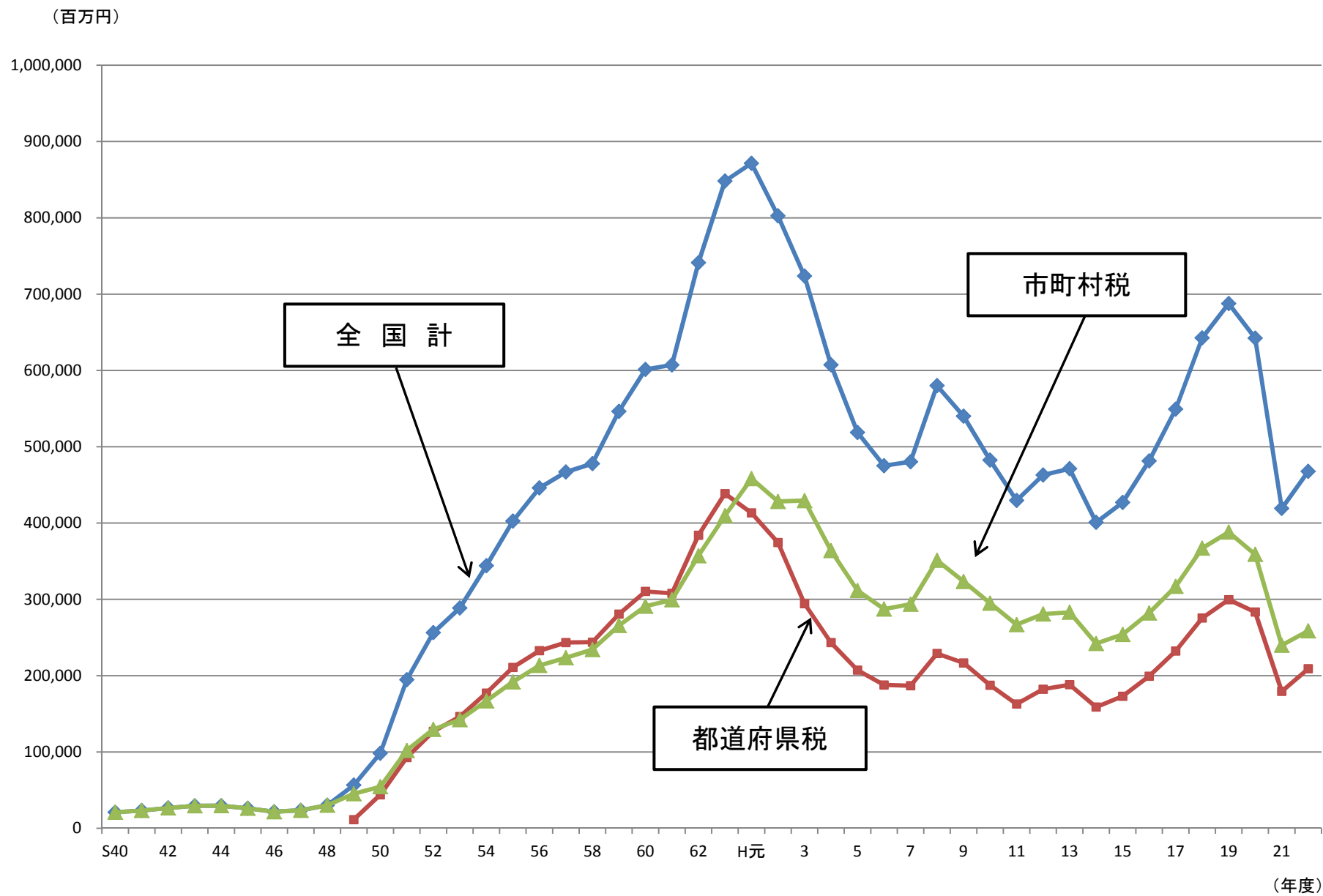
人口50万以上の市(29市)においては全市が標準税率(1.4%)であり、人口5万以上50万未満の市(507団体)のうち標準税率採用団体は469団体で507団体に対する割合は92.5%となっている。

また、人口5万未満の市(251団体)のうち標準税率採用団体は201団体で251団体に対する割合は80.1%であり、町村(938団体)のうち標準税率採用団体は866団体で938団体に対する割合は92.3%となっている。

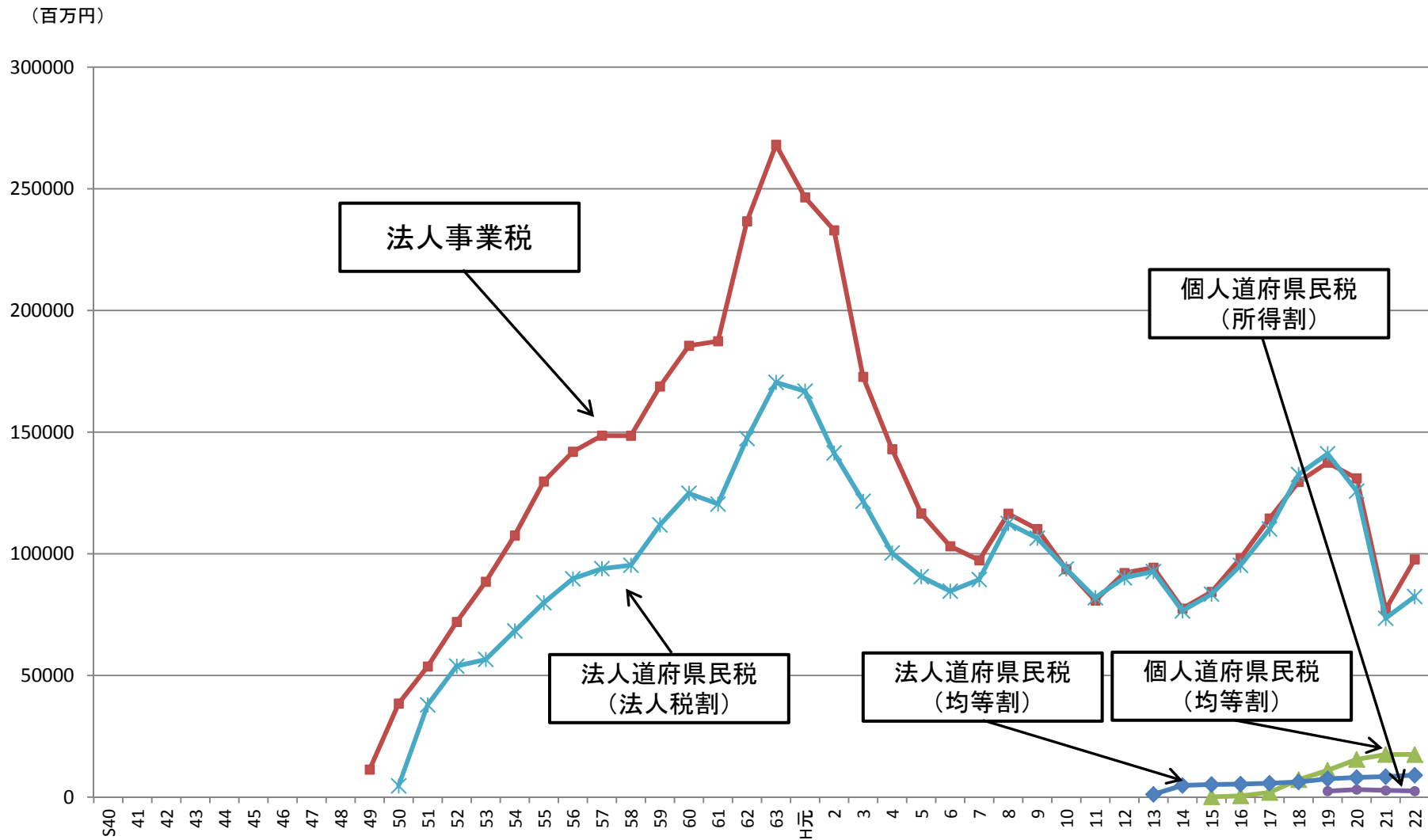
(注) 人口50万以上の市とは次の市をいう。

札幌市、仙台市、宇都宮市、さいたま市、川口市、千葉市、船橋市、東京都特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、姫路市、岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市

超過課税額の推移

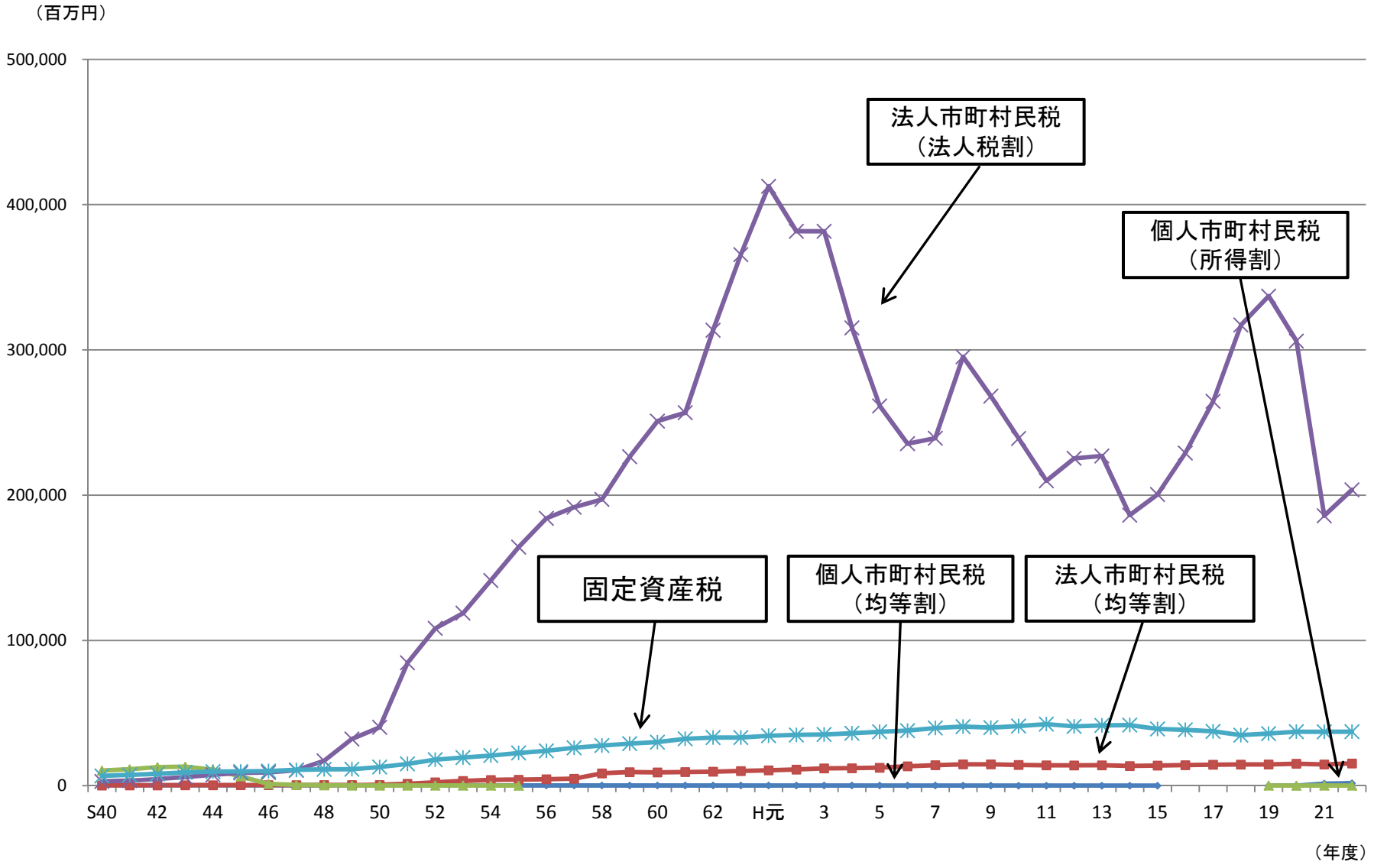


都道府県税における超過課税額の推移



(注) 上記の税の他、自動車税において、昭和50～57年度にかけては広島県が、平成16年度以降は東京都が超過課税を行っている。

主な市町村税における超過課税額の推移



主な市町村税における超過課税額の推移(再掲) (法人税割、固定資産税以外)

